

○木曾広域連合行政不服審査会規則

〔平成28年3月1日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、木曾広域連合行政不服審査法施行条例（平成27年条例第1号）第6条第4項の規定に基づき、木曾広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第5条 委員は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に図って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。